桐生市庁舎整備基本方針

平 成 3 1 年 3 月 策 定 令 和 2 年 6 月 改 訂 桐 生 市

はじめに

桐生市庁舎は、昭和40年の本館及び議事堂、昭和57年の新館建設以来、それぞれ54年と37年が経過しており、耐震診断結果では、震度6強以上の大規模地震(以下「大規模地震」という。)が発生した場合、「倒壊又は崩壊の危険性が高い」とされています。

桐生市では、平成 29 年 1 月に改正耐震改修促進法*1に基づき、大規模建築物の耐震診断結果を公表*2しましたが、大規模地震が発生した場合、倒壊又は崩壊の危険性が高い庁舎は、県内自治体では桐生市庁舎のみでした。

このように、桐生市庁舎は万一の大規模地震発生の際には、防災拠点としての 機能が果たせない状況にあり、加えて老朽化などの課題を抱えています。

また、自治体庁舎が崩壊した平成28年4月の熊本地震の教訓からも、庁舎は市民を守るための防災拠点としての重要性が強く再認識されたところです。

これらのことを踏まえ、現庁舎の耐震性能や老朽化などの課題を解決するため、 平成28年11月に「市庁舎整備に係る調整会議」を庁内に設置し、協議・検討を 行ってきました。この桐生市庁舎整備基本方針(以下「基本方針」という。)は、 今後の庁舎整備のあり方についての基本的な考えを取りまとめたものです。

^{*1} 改正耐震改修促進法:建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 20 号) 平成 25 年 11 月 25 日施行

^{*2} 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた大規模建築物の所有者は、平成27年 12月31日までに耐震診断結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、その結果を 県内の所管行政庁が一斉に公表したものです。

目 次

はじめに

1	現庁舎	について	
(1)現庁	*舎の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)現状	☆及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)解決	·方法 ······	3
2	新庁舎	の建設場所及び規模等について	
(1)新庁	き舎の建設場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)新庁	*舎の規模等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	新庁舎	の基本的な方向性について	
(1)新庁	*舎の基本コンセプト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)事業	き手法及び財源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3)今後	6の取組	12
参考	資料		
	料1	最近の庁舎建設例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	料2	県内12市の庁舎の竣工等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
資	(料3	市庁舎整備に係る調整会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1 現庁舎について

(1) 現庁舎の概要 (令和2年4月1日現在)

	本館	新館	議事堂
竣工	昭和 40 年	昭和 57 年	昭和 40 年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上4階、地下1階	地上7階、地下1階	地上3階
延床面積	6, 250. 27 m ²	8, 675. 61 m ²	1, 998. 17 m²
建築面積	1, 621. 20 m²	1, 977. 95 m²	942. 75 m²
地下	食堂、売店	中央監視室	
1 階	市民課、医療保険課市民ロビー	税務課、納税課 健康長寿課、福祉課 出納室 足利銀行	議長室 副議長室 議員控室 議会事務局
2階	魅力発信課 広域連携推進室 地域づくり課、環境課 国際交流協会 市民相談室、市民サロン 記者室	水道局総務課、工務課 下水道課 両毛ビジネスサポート (水道事業検針・料金業務)	議場正庁
3 階	市長室、副市長室 秘書室 企画課、特命推進室 防災・危機管理課 総務課、人材育成課 契約検査課 選挙管理委員会事務局	財政課 商工振興課、観光交流課 農業振興課、林業振興課 農業委員会事務局	傍聴席 記者席
4 階	教育長室 教育委員会総務課 学校教育課、生涯学習課 文化財保護課 監査委員事務局	スポーツ振興課 土木課 建築住宅課、建築指導課 群馬県住宅供給公社 (市営住宅管理業務)	
5 階		都市計画課、公園緑地課、定住促進室	
6 階		会議室	
7階		情報管理課	

(2) 現状及び課題

① 耐震性能の不足

- ・昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)により耐震設計基準が厳しくなりましたが、政令の改正前に建設された建築物は耐震性能が低いとされています。
- ・現庁舎の構造耐震指標 Is 値*3 は本館が 0.232、新館が 0.353 で、一般公共建築物等において、安全とされる 0.6 を下回っています。
- ・「官庁施設の総合耐震計画基準 (平成 19年 12月 18日国営計第76号)」の指 針で、防災拠点施設である庁舎は0.9 (0.6に重要度係数1.5を乗じた値)が 必要とされています。
- プ以上のことから、大規模地震が発生した場合、現庁舎は倒壊又は崩壊する危険性が高く、耐震性能を向上させるための措置が必要です。
- *3 構造耐震指標 (Is値):建物の耐震性能を評価するための指標です。

今までの地震被害の研究から Is値が 0.6以上あれば安全と判定されています。

・ Is 値が 0.3 未満 : 大規模地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い

・ Is 値が 0.3 以上 0.6 未満: 大規模地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある

・ I s 値が 0.6 以上 : 大規模地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い

② 庁舎設備の老朽化

- ・現庁舎は、電気、給排水衛生及び空調設備等の老朽化によりエネルギー効率 等が悪く、故障や不具合がたびたび発生し、補修を繰り返しながら使用して いる状況です。
- ・現庁舎の構造上、情報通信機器の更新・増設などへの対応が難しくなっています。
- ご以上のことから、各種設備等の更新や新たな情報通信技術に対応するための 措置が必要です。

(3)解決方法

・耐震性能の不足と庁舎設備の老朽化といった課題を解決するためには、庁舎 の大規模改修又は建替えを検討する必要がありますが、それぞれのメリット とデメリットは次のとおりです。

区分	庁舎の大規模改修	庁舎の建替え
メリット	・建替えに比べ費用は少なくて済む。	・耐震性能の不足、庁舎設備の老朽化といった課題を抜本的に解決できる。 ・ユニバーサルデザイン化、省エネルギー化に対応できる。 ・少なくとも50年間にわたって安心して使用できる。
デメリット	・建物の耐用年数が経過していることから、10~20年後に再び大規模改修か、庁舎の建替えが必要となる。	・大規模改修に比べ費用が高額となる。

・大規模改修を実施しても現庁舎を長期間にわたって安定 的に使用することはできません



課題の抜本的な解決を図るためには 庁舎の建替えが必要です

2 新庁舎の建設場所及び規模等について

(1) 新庁舎の建設場所

地方自治法第4条において、市役所の位置等を次のように規定しています。

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようと するときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、<u>住民の利用</u> <u>に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適</u> 当な考慮を払わなければならない。
- 3 略

♪以上のことから、新庁舎の位置について交通の事情や他の官公署との関係等を検 討します。

① 交通の事情

- ・現在地は、JR桐生駅・わたらせ渓谷鐵道桐生駅から約700mの距離にあります。また、上毛電鉄西桐生駅、東武鉄道新桐生駅からも約1km余りの距離に位置しています。
- ・おりひめバスは全7路線が桐生駅北口を発着していますが、庁舎前にある「市 役所・市民文化会館前」バス停留所には、そのうち4路線が発着しています。 また、「新桐生駅~桐生女子高線」が発着する「錦町二丁目」のバス停留所から は約400mの距離にあります。
- ・以上のように現在地は公共交通機関の利便性が良く、また、桐生市のほぼ中心 にあり、道路網の整備状況からみても、市内のどこからでも来やすい位置にあ ると言えます。

② 他の官公署との関係

- ・現在地の周辺には、桐生年金事務所、ハローワーク桐生、桐生警察署、桐生厚生総合病院、桐生商工会議所、桐生市市民文化会館、桐生地域地場産業振興センター、桐生市勤労福祉会館、桐生交通安全協会、桐生市消防本部、桐生市立図書館などが集積しています。
- ・桐生地方合同庁舎(桐生税務署、前橋地方法務局桐生支局、桐生労働基準監督署)、桐生郵便局、桐生市保健福祉会館も近い距離にあります。
- ・万一の災害発生時には、桐生警察署、桐生厚生総合病院、桐生市消防本部と連携が容易な場所にあります。

③ 建設用地の確保とインフラ整備

- ・どの場所に建設するとしても、実際に建設する用地が確保できることが条件に なります。
- ・また、用地確保のほか、庁舎建設には水道、排水処理、下水道などの整備を行 う必要がありますが、現在地は既に、そうしたインフラが整備されています。
 - ・現在地は交通の事情が良く、官公署などが集積しており 利便性が高い
 - ・現在地以外では駐車場なども含めた必要なスペースの確保が困難であり、現在地に庁舎を建設できれば市有地の有効活用にもつながります



現在地における新庁舎建設が最も適しています

(2) 新庁舎の規模等

・桐生市公共施設等総合管理計画*4(以下「公共施設等総合管理計画」という。) に基づき、適正な規模等を検討します。

① 分庁方式の導入

・将来の人口規模を見据え、適正規模の庁舎にする必要があるため、市民の利便性を考慮しながら、庁内組織の一部を既存の市有施設や民間施設へ移転する分庁方式を検討します。

② 議事堂との一体整備

・議会との協議を前提に、庁舎内に議事堂を配置することを検討し、重複する 機能の合理化を図ります。



公共施設等総合管理計画における縮減目標を 踏まえ、新庁舎の延床面積は現庁舎延床面積 の32%縮減を目指します

*4 桐生市公共施設等総合管理計画:

公共施設等を取り巻く課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方をまとめた計画。支所なども含めた「庁舎等」の施設類型では今後20年間で延床面積を32%縮減、35年間で61%縮減することを目標としています。

3 新庁舎の基本的な方向性について

(1) 新庁舎の基本コンセプト

① 防災拠点としての庁舎

- ・災害が発生した際には、対策本部として十分に機能する庁舎とします。
- ・現在地は、平成29年7月に国土交通省関東地方整備局が公表した、新たな洪水浸水想定区域に該当しますが、水害発生時にも支障なく機能する庁舎とします。

② ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎

・年齢や障害にかかわらず、誰もが快適に利用できる庁舎とします。

③ 環境にやさしい庁舎

・太陽光、雨水、自然換気、自然採光等を最大限利用するとともに、省エネル ギー型の設備機器を導入し、環境にやさしい庁舎とします。

④ 機能性と経済性を備えた庁舎

- ・行政ニーズの多様化や情報通信技術の高度化、また、行政組織の改編にも柔 軟に対応できる機能的な庁舎とします。
- ・将来の人口規模や財政状況を見据え、初期費用や運用費用の低減を図るため 経済性を重視したシンプルでコンパクトな庁舎とします。

⑤ 駐車場及び駐輪場の確保

・駐車場及び駐輪場が不足しないよう十分な広さを確保します。

(2) 事業手法及び財源

① 事業手法

公民連携も視野に適用可能な代表的な手法について整理します。

	1 (二)) 6 1 IA (
事業方式	直営方式	PFI方式* ⁵ (BTO ^{*6} : 設計・施工一括	リース方式
概要	・市が施設の設計、建設、 維持管理及び運営の各 業務をそれぞれ委託・ 請負契約として別々の 事業者に発注する最も 一般的な方式。	・市が施設の性能を定め 選定されたPFI事業 者が資金を調達し、設 計、建設、維持管理及び 運営を一括受託する方 式。	・事業者が資金を調達し 設計及び建設した施設 を市にリースし、投下 資金回収後、市に施設 所有権を移転する方 式。
実施主体	市	民 間	民 間
発注方法	・仕様発注 (構造、材料などの詳 細な仕様を市が作成し 発注する。)	・性能発注 (市が基本的な性能要 件を提示しPFI事業 者はそれを満たす設計 及び建設をする。) ・資材や技術、工法の自由 な提案が可能。	・仕様発注又は性能発注
地元企業の 参入	・事業者が広く入札に参加でき、分割発注により地元事業者の参入が図られる。	・事業者は、資金調達、経 営ノウハウ、専門技術 などの総合力を要の主導 ため、大手企業の によるグループで構成 され、地元事業者の 入が図られにくい。	・事業者は、庁舎を建設する技術力を有していることが条件となり、地元事業者の参入が図られにくい。
メリット	・設計と建設を個別に発注 するため、それぞれの段 階において市の意向を反 映させやすい。 ※地方債が活用できる。		・民間ベースによる効率設計及び建設により、建設コストの削減が見込める。
デメリット	・庁舎建設段階に多額の 財政支出が発生する。・設計、建設、維持管理及 び運営の各段階で事務 量が増える。	水準書に基づき P F I 事業者を選定するため、事業者選定後の変更は軽微なものに限られ、市民のニーズの変動に対応しにくい。 ・高い積算技術と、経験を要求されるため、参加可能	くく、自由度が少ない。 ・ 高い積算技術と、経験を 要求されるため、参加可能 な事業者は限定され、ま た、参加(入札)に要する
採用例	茨城県日立市 平成 29 年 7 月竣工	岩手県紫波町 平成 27 年 4 月竣工	愛知県高浜市 平成 28 年 12 月竣工

- ・国が講じる財源措置のうち、合併特例債の発行可能期間*プ が令和7年度まで5年延長されたことから、直営方式を 採用した場合、この地方債の活用が可能となります
- ・合併特例債を活用すると、起債対象事業費の 95%までの借入れが可能となるほか、元利償還金の 70%が交付税算入されるといった財政面でのメリットも生まれます
- ・PFI方式やリース方式を採用した場合、建設コストの 削減などが見込めるものの、地方債の活用ができないと いうデメリットもあります
- ・著しい老朽化への対応や、災害対応力の強化といった観点からも、庁舎の建替えは急務となっていますが、PFI 方式やリース方式は直営方式と比べて事前の準備手続き などに多くの時間と労力が必要となります



合併特例債の活用が検討でき、事業期間が短い直営方式を採用します

- *⁵ PFI: Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公 共サービスの提供を民間主導で行うことです。
- * B T O: Build Transfer Operate (ビルド・トランスファー・オペレート) の略 事業者が施設を建設した後、施設の所有権を市に移転し、事業者が維持管理及び運営 業務を行うことです。
- *7 合併特例債の発行可能期間:

発行可能期間は合併後 10 年でしたが、東日本大震災後に 5 年延長され、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成30 年法律第 19 号) 平成 30 年 4 月 25 日施行により更に 5 年延長されました。(桐生市の場合は、新市建設計画の計画期間延長について令和 2 年 3 月議会にて議決されたため、令和 7 年度までの発行が可能となりました。)

② 建設費(本体工事費)

- ・現庁舎(本館、新館及び議事堂)の延床面積と同規模の新庁舎を建設した場合の建設費は、他市の実績における1㎡当たりの建設費*8を参考に算出すると約81億円になりますが、建設資材の高騰や消費税率の引き上げ*9等の影響により変動することも考慮すると、約85億円が見込まれます。
- ・公共施設等総合管理計画を踏まえ、現庁舎の延床面積の32%縮減を図り、建設すると仮定した場合の建設費は、約55億円になりますが、上記の影響を考慮すると、約58億円が見込まれます。

建設費の算定は次のとおりです。

	現庁舎と同規模の庁舎	公共施設等総合管理計画を 踏まえた規模の庁舎
延床面積(A)	1万6,923 m ² (現庁舎と同規模の延床面積)	1万1,508 m ² (現庁舎の 32%縮減を図った 延床面積)
1 m ³ 当たりの建設費 (B)	48 万円	48 万円
建設費(A)×(B)	81 億 2, 304 万円	55 億 2, 384 万円
建設資材の高騰等の影響を考慮した額	約 85 億円	約 58 億円

^{*8 1} m³当たりの建設費: P13【参考資料】[資料1]最近の庁舎建設例の1 m³当たりの建設費 は最低で41万4,000円、最高で48万円であり6万6,000円の差

がありますが最も高い48万円を算定に用います。

^{*9} 消費税率の引き上げ:令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられました。

③ 財源

- ・庁舎建設の財源は庁舎整備基金、地方債、一般財源などで賄うことになります。
- ・庁舎建設の財源に充てるため、計画的に庁舎整備基金を積立てます。(庁舎整備基金 11.5 億円: 令和2年3月31日現在)
- ・将来の大きな負担とならないよう、庁舎建設の財源として合併特例債を活用 します。

合併特例債の内容は次のとおりで、他の地方債に比べ、充当率*¹⁰、交付税算入率*¹¹などの条件が有利となっています。

地方债	合併特例債
概要	合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計 画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる 事業に対する地方債
充 当 率	95%
交付税算入率	70%
償還期間	概ね 15 年 ただし、地方公共団体金融機構から借り入れた場合、最長 30 年
発行可能期間	新市建設計画の計画期間延長について、令和2年3月議会にて議決されたため、令和7年度まで発行が可能となりました。したがって令和7年度までに完成する必要があります。

*10 充当率 : 起債対象事業費の財源として、地方債の充当可能な比率のことです。

*11 交付税算入率:借入金の返済にあわせて交付税に算入される比率のことです。

④ 事業期間

・直営方式により合併特例債を活用し、設計業者選定はプロポーザル方式*12 を 採用した場合を想定しています。

		1 £	盽			2 \$	丰目			3 £	丰目			4 4	目			5 £	目			6 4	目	
項目	(4	令和2	2年月	麦)	(4	令和:	3年度	ŧ)	(4	令和4	4年度	Ę)	(4	令和!	5年度	ŧ)	(4	令和(5年度	ŧ)	(4	令和'	7年度	f)
	I	II	\blacksquare	IV	I	II	II	IV	I	II	\blacksquare	IV	I	II	II	IV	I	II	II	IV	I	II	${\rm I\hspace{1em}I}$	IV
基本計画策定•																								
基本計画界足 基本計画界足 基本設計・実施 設計業務委託			24ケ	月(2年)																			
建築工事施工業者選定										6ケ	月													
建築工事													24ታ.	月(2年)									
解体・外構工事 (引越含む)																				15 /	r 月	(1年	3 7 F	

※規模や立地条件、事業手法により変動する可能性があります。

*12 プロポーザル方式:発注者の主旨、設計の諸条件、提案者の資格要件を事前に公表し、期限内に建物の概要について提案された中から、発注者がより適したものを採用する方式のことです。

(3) 今後の取組

- ・新庁舎建設に向けて、より詳細かつ具体的な内容を盛り込んだ、「桐生市新庁舎 建設基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定に着手します。
- ・基本計画の策定にあたっては、市民の意見を最大限に反映させるよう努めます。 なお、市民の意見を聞く方策については今後、検討します。
- ・基本計画は、上位計画である「桐生市第六次総合計画」を踏まえ、「公共施設等 総合管理計画」及び「桐生市コンパクトシティ計画」との整合性を図ります。

【参考資料】

[資料1] 最近の庁舎建設例

市名	人口	竣工	本体工事費	階数	延床面積	1 ㎡当たりの 建設費	職員数
日立市 (茨城 県)	179,087 人	平成 29 年	120 億 5, 000 万円	地上7階地下1階	28, 556 m²	422, 000 円	1,417人
新座市 (埼玉 県)	165, 576 人	平成 29 年	52 億 7, 796 万円	地上5階地下1階	12, 735 m²	414,000円	827 人
周南市 (山口 県)	144, 331 人	平成 30 年	95 億 8, 383 万円	地上6階	20, 414 m²	469,000円	1,366 人
長門市 (山口 県)	34, 466 人	令和元年	34 億 1, 182 万円	地上5階	7, 160 m²	477,000円	476 人
結城市 (茨城 県)	52, 288 人	令和2年 (予定)	49 億 3, 560 万円	地上5階	11, 061 ㎡	446, 000 円	374 人
深谷市 (埼玉 県)	143, 925 人	令和2年 (予定)	73 億 4, 292 万円	地上4階	15, 310 m²	480,000円	1,043 人

[資料2] 県内12市の庁舎の竣工等

市名	竣工	(経過年数)	階数
安中市		昭和34年(60年)	地上3階
桐生市	本 館 議事堂 新 館	昭和 40 年 (54 年) 昭和 40 年 (54 年) 昭和 57 年 (37 年)	地上4階・地下1階 地上3階 地上7階・地下1階
渋川市		昭和41年(53年)	地上3階
藤岡市		昭和 42 年(52 年)	地上2階
伊勢崎市	本 館 北 館 東 館	昭和 43 年 (51 年) 昭和 62 年 (32 年) 平成 20 年 (11 年)	地上 5 階 地上 4 階 地上 5 階
みどり市	笠懸庁舎	昭和 46 年(48 年)	地上2階
前橋市		昭和56年(38年)	地上12階・地下2階

館林市	昭和 57 年(3	37年) 地上5階・地下1階・塔屋1階
高崎市	平成 10 年(2	21年) 地上21階・地下2階
太田市	平成 10 年(2	21年) 地上12階・地下1階・塔屋1階
富岡市	平成 29 年(2年) 地上3階
沼田市	〈複合施 令和元年(I 設〉	1年) 地上7階(市役所利用2階~5階)

[資料3] 市庁舎整備に係る調整会議

(1) 検討経過

	開催日	協議・検討内容
第 1 回	平成 28 年 11 月 11 日	1 市庁舎の現状について 2 市庁舎整備の方向性について ・市庁舎の現状及び課題について(建替え、耐震改修等) ・建て替える場合の建設場所について ・市庁舎(本館、新館、議事堂)の整備方法について ・総事業費について ・財源について ・建設時期について ・市民の合意形成について ・今後の検討体制について
第 2 回	平成 28 年 12 月 26 日	1 市庁舎整備の方向性について ・新庁舎の建設場所について ・建設方法について ・新庁舎建設案について ・建設着手までの期間について ・財源について ・桐生市庁舎整備協議資料(たたき台)について
第 3 回	平成 29 年 7月 21 日	1 桐生市庁舎整備基本方針(案)について 2 今後の予定について
第 4 回	平成 29 年 12 月 25 日	1 桐生市庁舎整備基本方針(案)について
第 5 回	平成 30 年 3月 29日	1 桐生市庁舎整備基本方針(案)について
第 6 回	令和2年 6月12日	1 桐生市庁舎整備基本方針の改訂について

(2) 調整会議委員

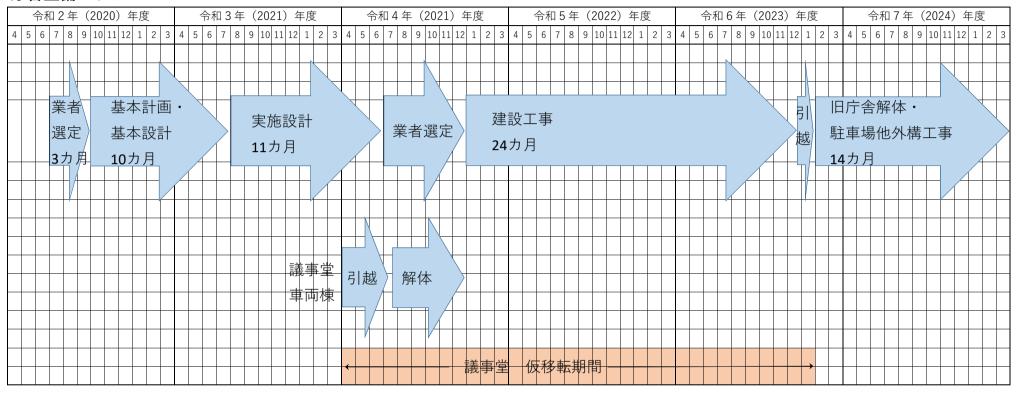
副市長

共創企画部長(令和元年度末までは総合政策部長)、財政部長(平成

28 年度末まで)、企画課長、財政課長 総務部長、総務課長 都市整備部長、建築住宅課長 水道局長、水道総務課長 議会事務局長、議事課長

教育委員会教育部長(令和元年度末までは管理部長)、教育総務課長 (事務局)総務部総務課

庁舎整備スケジュール



本庁舎の建て替えに関する説明会

期 日 = 8月21日(金)

時 間 = 午後6時30分から

場 所 = 市民文化会館スカイホール

桐生市役所 本庁舎建設の推進

今までの検討結果

市長就任後、ゼロベースで協議を重ねた主な事項

「新庁舎建設がみどり市との合併問題の支障にならないこと」

「水害対策」

「耐震改修と建設の比較」

「他の場所での建設における検討結果」など

1. 本庁舎建設の必要性

- ◆近年様々な災害が想定される中で、大規模地震などが発生した場合に、倒壊または崩壊の危険性が高く 防災拠点としての機能が果たせない
- ◆合併特例債の活用が財源として有利であることから 活用期限である令和7年度までに整備を完了しなければならず、 着手に待ったなしの状況

1. 本庁舎建設の必要性

◆合併特例債の有用性 基本方針で示した概算の庁舎建設工事費 約58億円

合併特例債を活用した場合の実質負担 19億4,300万円 合併特例債を活用しない場合の実質負担 58億円

◆合併特例債は、庁舎建設の財源として非常に有利です

2. みどり市との関連

◆桐生・みどり未来創生会議で両市の様々な連携について協議



今後も協議を続け、連携・協力を深めていく

- ◆現在の本庁舎よりコンパクトな庁舎を想定
- ◆桐生地域の防災拠点として欠くことができない



みどり市と合併となった場合でも

本庁舎の建設が合併問題の支障となるものではないことを みどり市長に説明し、理解いただいた

6

◆水害想定地域に建設して大丈夫かとの心配の声

防災を専門とする有識者の意見 百年に一度の降雨による想定被災地への庁舎建設は回避すべきであるが 現在地は千年に一度の降雨による想定被災地であり被災軽減に取り組むことで建設可能

▶他市の水害対策例を踏まえ被害軽減の対策を講じて現在地に建設します

<対策例>

- ◆地階を作らない
- ◆雨水貯留槽の設置

- ◆非常用発電設備の上層階設置
- ◆主要な執務室の2階以上の配置 ◆1階の駐車場化などピロティ方式の検討
 - ◆盛土による対策 など

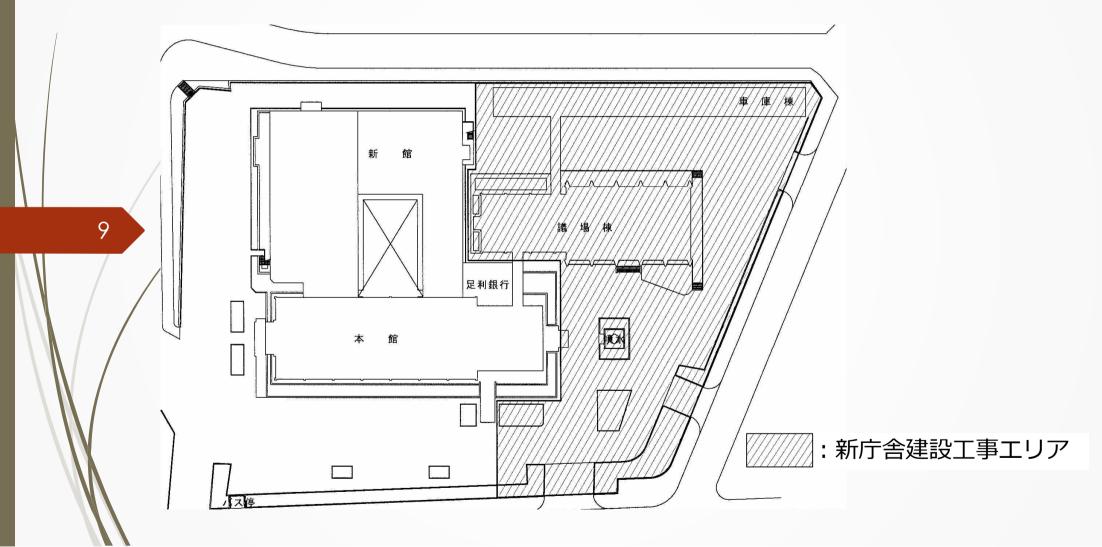
◆コンパクトシティ計画における庁舎位置

持続可能な都市形成を目指す「桐生市コンパクトシティ計画」



本庁舎は

市の中心拠点である桐生駅周辺地区に誘導すべき施設



議事堂・車両棟の先行解体

- ◆仮移転などで市民サービスが低下しないように できるだけ現庁舎で業務を継続
- ◆現庁舎の新館6階に議長室、会派室、事務局などの議会機能を移転し建設スペースを確保

本庁舎の建設工事費: 概算で約58億円

耐震改修:約35億円~40億円

◆耐震改修の場合でも工事費は大きい

◆建物全体の劣化状況から、大規模な修繕や改修が継続し 建て替えを含めた検討が継続する

◆冷暖房設備および給排水設備の改修は、長期間の冷暖房の使用 停止・断水・衛生設備の利用停止など影響が大きい



来庁する市民や職員の大きな負担

11

5. 現在地以外の検討

庁舎建設場所に必要な条件

- 〇住民の利便性の確保(地方自治法第4条)
 - ・交通の事情(道路状況、公共交通機関との距離など)
 - ・他の官公署との関係(通常業務や緊急時の連絡調整等への配慮)
- 〇駐車場不足や職員駐車場を含めた必要なスペースの確保
 - •現状の庁舎関連スペースの合計 約23,000㎡
 - ・市民文化会館駐車場の相互利用効果がなくなるため現状(23,000㎡) 以上のスペースが必要

13

5. 現在地以外の検討

- •株式会社平和様跡(広沢町2丁目)
- •現学校給食中央共同調理場(美原町)
- ・ 旧群馬発明センター(相生町5丁目)
- ・ユーユー広場(相生町3丁目)
- •旧西中学校(小曾根町)
- ・旧北中学校(西久方町) など 複数の候補地を検討

5. 現在地以外の検討 その1

	<i>k</i> 7 1/2	用途地域 (% 1)		プクトシティ		建物 ・・ 放出 ・ 放害 ・							
	名 称	用途地域名	本庁舎	拠点 地区	本庁舎誘導 の有無	延床面積	敷地面積	(※2)	建物主場率(※3)	備考				
	桐生市役所 (現在地)	近隣商業地域	0	中心拠点 桐生駅 周辺地区	0		13,546m²	Δ	1%未満	庁舎敷地のほか 公用車・職員駐車場等約10,000㎡				
	株式会社 平和様跡	準工業地域	0	地域拠点 新桐生駅 周辺地区	×	22,394m²	15,371m²	0	5%以上 10%未満	踏切や周辺の道路状況から渋滞の可能性有り 職員駐車場の確保が難しい 改修にも多額の経費が必要(約35億円)				
/		第一種 住居地域	×	中心拠点 桐生駅 周辺地区	0		6,511m²	Δ	1%未満	面積不足 隣接市有地(長寿センター等)もあるが早急 な調整や用地交渉は困難 用途地域の変更等が必要				
		第一種中高層 住居専用地域	×	-	×		14,118m²	0	1%未満	中心市街地から遠い 踏切や周辺の道路状況から渋滞の可能性有り 用途地域により庁舎建設不可 群馬県繊維工業試験場・桐生市職業訓練セン ターで利用中				

- ※1 用途地域は、都市の住居の環境の保護や業務等の利便性の増進を図るために市街地の類型に応じて建築等を規制する地域の区分。変更を行うこともできるが、都市全体の土地利用計画との整合性、隣接する周辺の環境、良好な住環境を求めて住んでいる住民への配慮、交通環境の悪化などを総合的に勘案し、検討する必要がある。
- ※2 桐生市水害ハザードマップ ○:最大の大雨でも浸水するおそれがない地域 △:最大の大雨で浸水するおそれがある地域
- ※3 桐生市地震防災マップ (地域の危険度マップ)

5. 現在地以外の検討 その2

	名称	用途地域 (% 1)		ァトシティ 十画	建物								
	名称	用途地域名	本庁舎	拠点 地区	本庁舎誘導 の有無	延床面積		(※2)	建物主場率(※3))				
	桐生市役所 (現在地)	近隣商業地域	0	中心拠点 桐生駅 周辺地区	0		13,546m²	Δ	1%未満	庁舎敷地のほか 公用車・職員駐車場等約10,000㎡				
		第一種中高層 住居専用地域	×	-	×		39,794m²	0	1%未満	中心市街地から遠い 周辺の道路状況から渋滞の可能性有り 用途地域により庁舎建設不可				
/	西公民館分館 (旧西中学 校)	第一種 住居地域	×	中心拠点 桐生駅 周辺地区	0		22,726m²	0	1%未満	周辺の道路状況から渋滞の可能性有 宅地造成工事規制区域 用途地域の変更等が必要				
	北中学校跡	第一種 住居地域	×	-	×	7,634m²	14,465m²	Δ	1%未満	面積不足 宅地造成工事規制区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 用途地域の変更等が必要				

- ※1 用途地域は、都市の住居の環境の保護や業務等の利便性の増進を図るために市街地の類型に応じて建築等を規制する地域の区分。変更を行うこともできるが、都市全体の土地利用計画との整合性、隣接する周辺の環境、良好な住環境を求めて住んでいる住民への配慮、交通環境の悪化などを総合的に勘案し、検討する必要がある。
- ※2 桐生市水害ハザードマップ ○:最大の大雨でも浸水するおそれがない地域 △:最大の大雨で浸水するおそれがある地域
- ※3 桐生市地震防災マップ(地域の危険度マップ)

5. 現在地以外の検討

周辺の道路環境 建築基準法に基づく用途地域内の建築制限 必要用地面積の確保 など

どの候補地においても本庁舎建設は難しい結果



現在地での庁舎建設の推進

6. スケジュール

i																									
			1	₹目			2 至	₽目			3 £	₹目			4 £	₽目			5 £	F目			6 £	目	
	項目	(<	令和2	2年月)	(4	令和:	3年度	F)	(2	令和4	4年度	F)	(2	令和:	5年度	王)	(2	令和(5年度	F)	(2	令和7	7年度	()
		Ι	II	III	IV	Ι	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	Π	$ lap{II}$	IV	I	II	\coprod	IV
	甘土到而签令。																								
	基本計画策定· 基本設計·実施 設計業務委託			24ケ	月(2年)																			
	/ 1341/1437/3/12																								
	建築工事 施工業者選定										6ケ	月													
	建築工事												2	24ヶ月(2年)											
	解体•外構工事																				154	- 月	(1年)	3 <i>5</i> - E	
	(引越含む)																					,,			

17

おわりに

本庁舎の災害に対する弱さや 建物の劣化状況を踏まえ、 防災拠点としての機能を備えた 市民が使いやすい庁舎を目指し、 建設に取り組んでまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします